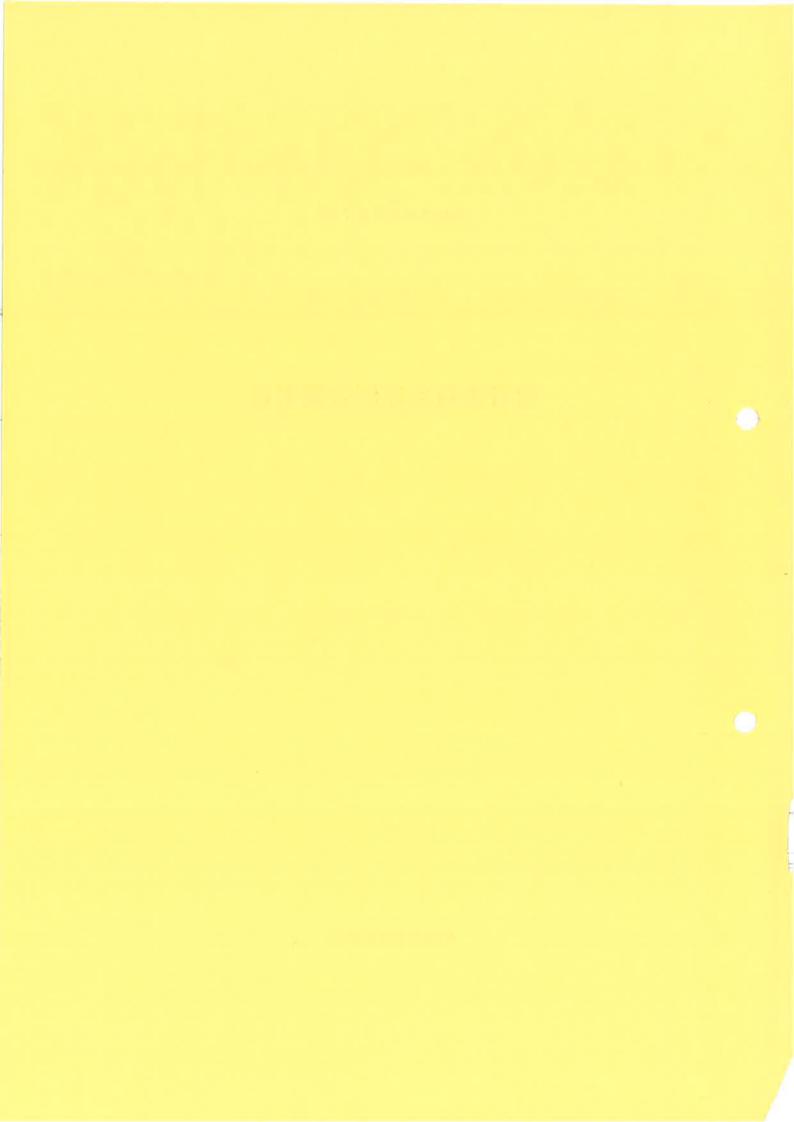
令和6年3月27日

教育委員会定例会議案書



付議事項 (6件)

- 議第12号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第13号 草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則案
- 議第14号 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第15号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることに ついて
- 議第16号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることに ついて
- 議第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育 委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決 を求めることについて

-2-

議第12号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則(平成25年草津市教育委員会規則第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前			
第1条~第	10条≪現行どおり≫		第1条~第	 10条≪省略≫		
別表第1(第2条・第9条関係)			第2条・第9条関係)		
附属機関 の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属	
草津市教育振興基本計画等	(2) <u>保護者</u>	会事務局教育総務課	草津 東東 東東 東東 東 東 東 東 東 東	(1) 学識経験を有する者 (2) PTAを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を 代表する者 (6) 保育所の関係者 (7) 草津市市民参加条例 (平成24年草津市条 例第21号)第8条に規 定する公募により選考 する市民(以下「公募市 民」という。) (8) その他教育委員会が 必要と認める者	会事務局教育総務課	
 <現行ど おり≫		≪現行ど おり≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	
書のまち推進計画審議会((1) 学識経験を有する者(2) 小中学校の関係者	教育委員 会事務局 生涯学習	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	

改正後			改正前		
附属機関の名称	任期		附属機関の名称	任期	
	≪現行どおり≫		≪省略≫	≪省略≫	
草津市読書のまち推		4	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	
進計画審議会			L Man and Alberta Sa		
引表第3 《現行どお	9 ≫	別	表第3 《省略》		

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第13号

草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也

草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則

草津市美術展覧会実施規則(昭和56年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前		
第1条~第8条 ≪現行どおり≫	第1条~第8条 《省略》		
(作品の種別)	(作品の種別)		
第9条 展覧会は、作品の種別ごとに次の7部	第9条 展覧会は、作品の種別ごとに次の6部		
に分ける。	に分ける。		
(1)~(6) 《現行どおり≫	(1)~(6) 《省略》		
<u>(7)</u> 第7部 イラスト	≪改正後に新設≫		
第10条~第16条 《現行どおり》	第10条~第16条 ≪省略≫		

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第14号

草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて 次の者を、社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第9条の7第1項の 規定に基づき、草津市地域学校協働活動推進員に委嘱することにつき、本委員会の議決 を求める。

記

(別表) 令和6年度 草津市地域学校協働活動推進員(地域協働合校地域コーディネーター) 委嘱者一覧の通り

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(別表) 令和6年度 草津市地域学校協働活動推進員(地域協働合校地域コーディネーター)委嘱者一覧

小学校	名 前	備考	経験年数
. 15	イド ジズヨ 井戸 静代	現 図書館運営サポーター、放課後自習広場支援員	7年目
志津小学校	ヤマナカ ユキコ 山中 由紀子	現 放課後自習広場支援員	6年目
8	7045 977 福村 珠江	現 放課後自習広場支援員	新規
志津南小学校	** ** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	現 健康推進員	3年目
草津小学校	第5 村子 竹谷 利子	現 草津学区民生委員児童委員(主任児童委員)現 放課後自習広場支援員	3年目
連第二小学校	大志 博子	元 PTA事務長、元 図書館ボランティア	6年目
渋川小学校	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	現 学校図書館ボランティア 元 渋川小PTA会長	9年目
矢倉小学校	かまり エッコ 山本 悦子	現 草津市地球冷やしたい協議会幹事 現 県地球温暖化防止活動推進員	4年目
老上小学校	山本 忍	現 老上学区民生委員児童委員(主任児童委員)	5年目
老上西小学校	カンパラ ケイヨ 神原 恵子	現 スクールサポートスタッフ	新規
	ァベ ユカ 阿部 有夏	元 玉川小学校PTA役員 元 玉川中学校PTA役員	2年目
玉川小学校	*** ⁰	現 図書室サポーター	新規
南笠東小学校	*## やよい	現 南笠東学区民生委員児童委員 元 玉川幼稚園PTA会長 元 南笠東学区民生委員児童委員協議会会長	5年目
山田小学校	ナカジマータミエ 中島 民惠	元 小学校教員 元 松原中学校心のオアシス相談員	9年目
	ナカジマ ヨシコ 中島 好子	元 高校教員	2年目
	^{コテラ} アツコ 小寺 厚子	元 養護教諭	6年目
笠縫小学校	小寺 栄子	元 中学校教員	2年目
	村田 可奈子	元 教室アシスタント支援員	6年目
笠縫東小学校	9+2 マリ 田中 麻里	現 教室アシスタント支援員	2年目
	ナマグチ (37) 山口 美登里	元 小学校教員	新規
- 0	付が	元 小学校校長、市教育研究所長、現 保護司 現 草津市教育会会長、滋賀県教育会代議員	4年目
常盤小学校	イマイ にゅかズ 会井 廣一	元 常盤自治連合会会長、穴村町内会長	3年
	ナッカ とロシ 長束 廣司	元 常盤学区まちづくり協議会会長	2年
草津中学校	デコマチ カオリ 出呂町 馨	現 渋川学区民生委員児童委員主任児童委員 現 草津中学校運営協議委員	新規
老上中学校	*タカワ タケシ 北川 健	元 中学校校長	新規
玉川中学校	地田 勝	現 あさがら野 子どもと自然舎代表 元 琵琶湖博物館 環境学習センター員	新規
松原中学校	杉江 由紀子	元 幼稚園長、草津市教育委員	3年
新堂中学校	*4.7 マザオ 木村 正雄	現 高穂中学校特支アシスタント、民生委員児童委員 元 中学校教員	新規

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

■社会教育法(抜粋)

(地域学校協働活動推進員)

- 第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。
- ■草津市地域学校協働活動推進員設置要綱(抜粋)

(目的)

第2条 地域コーディネーターは、<u>社会教育法第5条第2項</u>に基づく地域学校協働活動に関する事項に つき、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図り、地域学校協働活動 を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、草津市立の各小・中学校区(以下「学校区」という。)に地域コーディネーター を置くことができる。

(定数)

- 第4条 地域コーディネーターの数は、地域の実情を考慮のうえ、学校区1名程度を原則とする。 (資格および委嘱)
- 第5条 地域コーディネーターは、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、当該 学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間および解職)

- 第6条 地域コーディネーターの委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとす る。ただし、再任を妨げない。
- 2 教育委員会は、地域コーディネーターが<u>次の各号</u>のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱する ことができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、または、これに堪えられないと認められる場合
 - (2) その他地域コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合 (職務)
- 第7条 地域コーディネーターの職務は、次の各号のとおりとする。
- (1) 担当する学校区の学校事情および年間カリキュラムの把握ならびに地域ボランティアについて の情報提供に関する活動
 - (2) 地域ボランティアとの連絡および調整
 - (3) 地域ボランティアに係る情報収集、募集および依頼に関する活動
 - (4) 地域コーディネーターとしての活動記録(出勤簿、事業計画書、実施報告書等)の記入および記録
 - (5) 学校・地域の教育活動への支援および参加促進に関する活動
 - (6) その他地域コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて 次のとおり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定に基づ き、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

氏 名	備考
青木 天	志津学区
糸瀬 勇	志津学区
小野澤 勝見	志津学区
奥野 紀子	志津学区
辻本 太一	志津南学区
橘 優子	志津南学区
川田 良寛	志津南学区
高田 篤司	志津南学区
池田 昌隆	草津学区
稲田 優	草津学区
尾松 敦	草津学区
谷川 孝浩	草津学区
湯浅 健弘	大路区
野田 徳雄	大路区
伊勢村 恵子	大路区
田中一育也	大路区
北川 真造	渋川学区
北川 稔	渋川学区
曽和 照子	渋川学区
小山 博	渋川学区
永井 章彦	矢倉学区
北 泰治	矢倉学区
豊田 賢児	矢倉学区
工島 省三	矢倉学区
遠藤 英孝	老上学区
中井 伸治	老上学区
角野 幸子	老上学区
股部 勝義	老上西学区

山﨑 弘美	老上西学区
八戸 智紀	老上西学区
向井 誠	老上西学区
岡山 茂子	玉川学区
井藤 孝	玉川学区
古川 照幸	玉川学区
一谷 忠治	玉川学区
大塚 潔	南笠東学区
太田 薫	南笠東学区
齊藤 祐子	南笠東学区
福別府 秋美	南笠東学区
横江 良之	山田学区
岡 雅則	山田学区
木村 辰弘	山田学区
嘉悦 和子	笠縫学区
藤原信一	笠縫学区
中瀬 仁子	笠縫学区
山元 寛幸	笠縫学区
籔内 伸一	笠縫東学区
橘茂道	笠縫東学区
西田 繁	笠縫東学区
吉祥 一美	笠縫東学区
福西 和夫	常盤学区
的場 浩	常盤学区
松山和彦	常盤学区
*************************************	常盤学区

任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

スポーツ基本法 (抄)

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会 (特定地方公共団体にあっては、その長) は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

草津市スポーツ推進委員に関する規則(抄)

(職務)

- 第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または 事項について、次の職務を行う。
- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。
- 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、56人とする。

(任期)

- 第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて 次の者を、草津市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和37年草津市条例第17号) 第4条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会委員に委嘱することにつき、本委員 会の議決を求める。

記

区分	氏名	任期	備考
(3号委員)		令和6年4月1日から	
スポーツ関係団体等に		(仮称)新志津運動公園	
より推薦された者	山元 義宣	整備基本計画の策定に向	臨時委員
	7	けた調査・審議が終了す	
		る日まで	
(3号委員)		令和6年4月1日から	
スポーツ関係団体等に		(仮称) 新志津運動公園	
より推薦された者	奥田 文男	整備基本計画の策定に向	臨時委員
* Y		けた調査・審議が終了す	
		る日まで	
(4号委員)		令和6年4月1日から	
公募市民		(仮称) 新志津運動公園	
	佐々木 創野	整備基本計画の策定に向	臨時委員
Y		けた調査・審議が終了す	
		る日まで	

草津市スポーツ推進審議会に関する条例(抄)

(設置)

- 第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の 規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。
 - (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
 - (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
 - (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
 - (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
 - (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
 - (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
 - (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。 (組織)
- 第3条 審議会は10人の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員および臨時委員は非常勤とする。

(委員)

- 第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が 委嘱し、または任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
 - (4) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民

(会長等)

- 第5条 審議会に会長および副会長を置く。
- 2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (任期)
- 第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

-20-

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の 事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについ て

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

小中学校体育館等空調設備設置工事請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委 員会の議決を求める。

記

. 意見 特になし

契約の締結につき議決を求めることについて

小中学校体育館等空調設備設置工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年草津市条例第15号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的 小中学校体育館等空調設備設置工事

契約の方法 条件付一般競争入札

契約の金額 1,849,540,000円

契約の相手方 大崎・草津特定建設工事共同企業体

守山市下之郷二丁目5番8号

大崎設備工業株式会社 代表取締役 大 崎 裕 士

草津市東草津二丁目3番38号

草津設備株式会社 代表取締役 木 村 哲 久

(参考)

工事場所 草津市内一円

工事期間 契約締結日から令和7年3月24日まで

工事の概要 エアコン設置数

- ・小学校14校 室外機(20馬力)42台、室内機(5馬力)168台
- ・中学校6校 室外機(20馬力)33台、室内機(5馬力)132台

調查·設計業務一式

工事監理業務一式

設置工事一式

